

令和6年 第8回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年8月26日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時45分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

| 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠席 | 議席番号 | 農地利用最適推進委員 氏名 | 出欠席 |
|------|--------|-----|-------|------------------|-----|
| 1 | 清水 芳明 | 欠席 | 東児玉 1 | 荒木 義雄 | 出席 |
| 2 | 根岸 利成 | 出席 | 〃 2 | 斉藤 茂 | 〃 |
| 3 | 茂木 清一 | 〃 | 〃 3 | 杉田 敏夫 | 〃 |
| 4 | 阿武 富士子 | 欠席 | 〃 4 | 根本 三好 | 〃 |
| 5 | 中嶋 敬子 | 出席 | 松久 1 | 池田 進 | 〃 |
| 6 | 金井 美知子 | 〃 | 〃 2 | 岡田 克実 | 〃 |
| 7 | 長谷川 精一 | 〃 | 〃 3 | 佐藤 栄一 | 〃 |
| 8 | 中澤 啓二 | 〃 | 〃 4 | 中島 市郎 | 〃 |
| 9 | 松本 清貴 | 〃 | 大沢 1 | 櫻沢 幸代 | 〃 |
| 10 | 長滝 岳 | 〃 | 〃 2 | 富沢 光男 | 〃 |
| 11 | 深田 和也 | 〃 | 〃 3 | 持田 克己 | 〃 |

農業委員会委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 上田 俊介 上田 禎礎
9. 会議進行状況

| | |
|-----|---|
| 会 長 | <p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第8回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に5番委員並びに6番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p> |
| 議 長 | <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>3条の番号1の説明前に、審議に関連する報告をさせていただきます。3ページの第1号報告事項をご覧ください。2アール未満の農業用施設の届出についてです。今回の3条の番号1の申請にあたり、現地確認をしたところ、届出のない農業用施設が農地にはみ出ており、事後ではありますが、届出をしてもりました。</p> <p>次のページをご覧ください。申請場所の位置図と付近の状況図です。次のページをご覧ください。公図の写しと配置図になります。申請人の所有する△△△-△の宅地に、農業用物置として設置したが申請人が所有する△△△-△の農地の一部に建物がはみ出ているとのことです。</p> <p>今回、3条申請にあたり、届出のない施設と指摘され、初めて農地法の手続きが必要であることを知ったとのことです。今後は気を付けるとのことで始末書が提出されております。報告事項は以上でございます。</p> <p>引き続き3条の番号1の説明をさせていただきます。7ページ番号1をご覧ください。受人 ○○町大字○○○△△△番地 ○○ ○○ 渡人 ○○町大字○○○△△△番地 ○○ ○○○ 土地の所在 大字○○○字○○○△△△番地△ 地目 畑 面積843㎡ 合計 1筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地18,600㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成14年12月7日 相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 1 経態 専業 所有機械 トラクター3台、耕耘機2台、田植機1台、トラック2台、コンバイン2台、フォークリフト1台 位置 農用地区域外 受人の自宅と申請地は接続。</p> <p>8ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理させている状況です。受人は現在63歳の専業農家で、本人が農業従事しており、稲作を中心に麦、露地野菜を栽培しています。申請地取得後は、露地野菜を生産するとのことです。</p> <p>申請理由は、渡人は高齢で農地の維持管理が困難になったため、隣の農地を耕作している受人に譲り渡したいとのことです。</p> <p>以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。10番委員より補足説明がありましたらお願いします。</p> |
| <p>10番委員</p> | <p>事務局と内容は同じです。受人も農業も行っておりますので問題はないと思います。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 議 長 | 次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。 |
| 推進委員 東兎玉2番 | 私は受人のことをよく知っています。申請地は進入路が受人の宅地を通らなければトラクター等が通れない場所になりますので、受人が取得するのが最適だと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> |
| 議 長 | 続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>9ページ番号2をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△番地△ ○○ ○ ○ 渡人 ○○町大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○ 字○○△△番 地目 畑 面積363㎡ 合計 1筆 権利内容 所有権 理 由 新規取得 自作地0㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成26年4 月11日 相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 1 経態 兼業 所有機 械 電動草刈り機1台、管理機1台(導入予定) 位置 農用地区域外 受人の 自宅と申請地は接続。</p> <p>10ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の 状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、受人が草刈り等の管理をしている状況です。</p> <p>受人は現在50歳の会社員で○○町にある会社で勤務しております。今回新 規での農地の取得目的ですが、受人はかねてより植物、果樹、露地野菜の栽培に 興味があり、2年前に現在住んでいる家を購入し、10㎡程度の菜園を作り、書</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>籍やネットで栽培方法を調べ実践し様々な露地野菜を栽培し楽しんでいるとのこと。栽培していく中で、果樹の栽培を行いたいと考えましたが、自宅の菜園では面積が足りないため、隣接している農地を取得したいと考えたそうです。申請地取得後は果樹の桃と露地野菜を栽培するとのこと。</p> <p>兼業ではありますが、勤務地が美里で自宅横の農地なので出勤前、帰宅後1～2時間程度耕作できるとのこと、土地の広さからしても農業従事できるとのこと。</p> <p>以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>農地法第3条の規定による番号2を審議いたします。3番委員より補足説明がありましたらお願いします。</p> |
| 3番委員 | <p>渡人から話を伺っております。受人は農業が好きなので自宅に菜園を作り、きれいに栽培しております。今回取得する農地は自宅横の農地で、耕作するには最適な場所だと思います。現在の申請地の状況ですが、以前は木や篠が生えていましたが開墾され畑の状態になっております。美里町で桃が育つのか確かめたいという受人の意向もありますので、ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 推進委員 松久2番 | <p>3番農業委員の説明のとおりです。申請地は受人の自宅の裏ですし、農業に興味があるとのことなので、問題はないと思いますがご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> |

賛成全員につき、許可と決定します。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局

3条番号3の審議の前に審議に関連する報告をさせていただきます。2アール未満の農業用施設の届出についてです。今回の3条の番号3の申請にあたり、現地確認をしたところ、届出のない農業用施設が設置してありました。事後ではありますが、届出をしていただきました。

右側のページをご覧ください。申請場所の写真と配置図です。申請人の所有する△△△△-△の農地に、先代が農業用物置として設置したそうです。

今回、3条申請にあたり、届出のない施設と指摘され、初めて農地法の手続きが必要であることを知ったとのこと。今後は気を付けますのでよろしくお願いいたします、とのこと。報告事項は以上でございます。

引き続き3条番号3の説明をさせていただきます。11ページ番号3をご覧ください。受人 ○○町大字○○△△△△番地 ○○○ 渡人 ○○○○市○○区○○町△丁目△△番地△ ○○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番地△ 地目 畑 面積 9㎡ 合計 1筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地2166㎡、借受地0㎡、貸付地6315㎡ 取得状況 昭和57年5月10日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 1 経態 兼業 所有機械 トラクター1台、耕耘機1台、田植機1台 位置 農用地区域外 受人の自宅から申請地まで70m。

12ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

申請地の現在の状況は、保全管理させている状況です。受人は現在63歳の兼業農家で、本人が農業従事しており、自家消費用の露地野菜を栽培しています。申請地の隣を受人が耕作しており、申請地取得後は、一体して露地野菜を生産するとのこと。申請理由は、渡人は相続したが農業を行わないため、隣の農地を耕作している受人に譲り渡したいとのこと。

以上番号3の案件になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

農地法第3条の規定による番号3を審議いたします。3番委員より補足説明がありましたらお願いします。

3番委員

先日、現地確認させていただきましたが、申請地は小さく受人が一体してやるしかないのかなと感じます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

| | |
|--------------|--|
| 議 長 | 次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願いいたします。 |
| 推進委員 松久2番 | 先日現地確認させていただきました。9㎡と狭小の農地で隣を耕作している受人が取得するのがいいのかなと感じます。ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号3について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | 農地法第3条の番号1、番号2、番号3の案件につきましては許可と議決されました。 |
| 議 長 | 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 14ページをご覧ください。番号1 受人 ○○市○○○△-△-△ ○○建設株式会社 渡人 大字○○○△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○字○○△△△番△ 地目 畑 計1筆 235㎡ 転用目的 一時転用 資機材置場 権利内容 賃貸借権 許可日から令和6年12月27日申請内容 |

公共工事に伴う資機材置場 取得状況 令和5年10月5日 相続 仮登記・
抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から15m

15ページをご覧ください。大字〇〇〇地内の農地になります。次のページを
ご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

こちらは令和6年3月の総会に諮った一時転用の許可期限が9月末で切れる
ため、更新を行うものです。〇〇町発注工事町道1級2号線上下水道管渠布施
替工事を行うにあたり、資材、重機等を置くための一時転用申請になります。
農地の上にシートを敷きその上に鉄板を置き、資材等を置き工事を行い、工事
終了後はシート及び鉄板を撤去し農地の状態に戻すとのことです。

以上となります。ご審議をお願いいたします。

議 長

農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。10番委員から補足説
明があればお願いいたします。

10番委員

事務局からの説明のとおりでございます。工事が終わらないため延長とのこ
となので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員
東兎玉2番

事務局からの報告があったとおり、工期の延長とのことです。申請地を確認し
ましたが、草などは生えてなく、きれいに使っていますので問題はないと思いま
す。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ
うですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1につ
いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

17ページをご覧ください。番号2 受人 ○○郡○○町大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 ○○市○○○△△△番地△ ○○ ○○ ほか7名
土地の所在 大字○○字○○△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番△ 地目 田 13筆 14, 593.99㎡ 転用目的 倉庫 権利内容 所有権 申請内容 倉庫3494.70㎡ 倉庫3462.93㎡ 事務所 167.50㎡ 計7125.13㎡ 取得状況 平成29年10月1日 売買ほか 仮登記・抵当権なし
位置 第2種農地 農用地区域 宅地から50m

18ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。公図になります。次のページをご覧ください。配置図になります。

申請人は、関東一円に運送倉庫業を展開している、○○町に本社および大規模流通センターを擁する企業で、○○地内でも以前から物流倉庫を運営しています。現在のインターネット販売拡大の社会情勢により事業規模を拡大しており、自社倉庫のほかに外部委託による倉庫を確保している状況ですが、数年前から経済的に有利な自社倉庫の新設計画を検討していたところ、○○事業所と○○スマートインターICが至近距離である申請地において地権者と交渉を行い、承諾が得られたため、今回の申請に至りました。

道路接続については、申請地北と東に町道があり、東側道路から水道の取り出しと、合併浄化槽での排水となります。

申請地は松久駅から500メートル以内に位置するため、国の運用通知に基づき、第2種農地となっております。以上となります。ご審議をお願いいたします。

議長

農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員
松久1番

現在の倉庫、駐車場が手狭になったため、第2拠点として倉庫、駐車場を作るとのことです。渡人との調整も済んでいるとのことなので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

| | |
|---------------|--|
| 議 長 | 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。東児玉1番。 |
| 推進委員 東児玉1番 | 今回の申請は、開発協議に係る案件ですか。また農地法の大正許可の案件でしょうか。 |
| 議 長 | 事務局より説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては、建設課の方の開発協議の対象でございます。また農地法につきましては、この面積ですと、農業会議の常設委員会に係る案件になります。何㎡以上になると大正許可が必要になるのかは把握しておりません。 |
| 議 長 | <p>事務局は次回、農地法の大正許可が何㎡以上なのかを調べておいてください。</p> <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>21ページをご覧ください。番号3 受人 大字○○○△△△番地△ ○○ ○○ 渡人 ○○県○○市○○区○○△丁目△番△△-△△△号 ○○ ○ ○○ ○ 土地の所在 大字○○○字○○○○△△△番 地目 畑 1筆 4 95㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 77.82㎡ 平屋建て 取得状況 平成17年4月26日 相続 仮登記なし・抵当権なし</p> |

位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続

22ページをご覧ください。大字〇〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

申請人は、現在申請地の隣の実家で家族と暮らしていますが、就職から数年経ち、将来を見据えて自己用の住宅建設を検討していました。そのなかで実家へも近く、住環境の条件がよい今回の申請地が見つかり、そこでの自己用住宅の建設を希望しています。接続道路は、西側に幅2mの町道があり、そこから水道の取り出しと浄化槽設置による汚水処理を行う予定です。

以上となります。ご審議をお願いいたします。

議 長

農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いいたします。

8番委員

申請人の関係は親子で、申請地の前の道を挟んだ向かい側に親の土地がありますので、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

次に、推進委員東児玉1番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員
東児玉1番

申請地は進入路が狭く感じますが、向いに親の土地があり、息子が家を建てるといふ申請でございます。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

| | |
|---------------|--|
| | <p>続きまして、番号4について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>24ページをご覧ください。番号4 受人 ○○区○○○○町△△番地株式会社 ○○○○○○ 渡人 ○区○○△丁目△番△-△△△号 ○○○○</p> <p>○ 土地の所在 大字○○○字○○△△△番△ 地目 畑 1筆 362㎡</p> <p>転用目的 トランクルーム 権利内容 所有権 申請内容 コンテナ倉庫132.30㎡ 取得状況 令和4年12月28日 相続 仮登記なし・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続</p> |
| | <p>25ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人である○○○○○○は全国に1,700箇所の拠点において、部屋数75,000室のレンタル収納倉庫の管理を行っています。コロナ禍に利用者の使用率が高まり、現在供給が追いつかない状況で、近隣では○○市で3箇所運営しており、稼働率は約9割となっているとのこと。○○町及び○○市で土地の検討を行っており、条件に合致する土地が見つかったため今回の申請になりました。申請地ではコンテナを9基設置し、20室のレンタル収納倉庫を運営する計画となっています。以上となります。ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>農地法第5条の規定による番号4を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いいたします。</p> |
| 8番委員 | <p>申請地の近くは宅地が多く、申請地の現状は草が伸びており耕作放棄地となっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 推進委員 東兎玉1番 | <p>申請地の周りは、以前農地転用し、家や事業所ができた場所の近くであります。申請地は草が伸びておりますので、倉庫ができればきれいになると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> |

| | |
|-------|--|
| | 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員。 |
| 10番委員 | 申請地にコンテナ倉庫を運び込むのに道が狭いのでトラックが通れるか心配ですが大丈夫なのでしょうか。 |
| 議長 | 事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | そこまでは確認はしていませんが、運び込むレンタル倉庫は6m×2.5mの倉庫ですのでおそらく大型のトラックではなく中型のトラックで運びこむのだと思われます。 |
| 議長 | 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 |
| | (農業委員全員挙手) |
| | 賛成全員につき、許可相当と決定します。 |
| | 続きまして、番号5について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 37ページをご覧ください。番号5 受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番△ 地目 畑 1筆 339㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 43.85㎡ 平屋建て 取得状況 平成20年12月5日 相続 仮登記あり・抵当権なし ※仮登記権者の承諾書が提出されています 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 38ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は、申請地の隣地で自己の住宅に居住しておりますが、住宅の老朽化が進み、接道が狭く勾配があるため、道路からの雨水等にも悩まされ、現在の |

| | |
|---------------|---|
| | <p>住環境に不便を感じております。そこで広い公道に接している申請地を購入し、住宅の建築を予定しています。なお、現在の住宅は、転居後に売却する予定となっています。道路接続については、申請地北西に幅9mの町道があり、そこから水道の取り出しと、農業集落排水での排水となります。</p> <p>以上となります。ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>農地法第5条の規定による番号5を審議いたします。推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いいたします。</p> |
| 推進委員 大沢1番 | <p>4番委員と一緒に現地確認させていただきました。確かに自宅に入る町道は狭く、出入りに不便なのかなと感じます。申請地は草もなく管理されていますので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。東児玉1番。</p> |
| 推進委員 東児玉1番 | <p>仮登記権者とは話がついていますでしょうか。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>仮登記権者からの同意書はいただいております。</p> |
| 議 長 | <p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号5について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> |
| <p>会長代理</p> | <p>農地法第5条の番号1から番号5の案件につきましては許可相当と議決されました。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>第3号議案 農用地利用集積計画（案）の利用権の決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>27ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただきます。農用地利用集積計画とは農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地所有者が、耕作者等に農地の賃借権等を設定する手続きで、農地所有者、耕作者等から申し出のあった内容を町が精査し当該計画（案）を作成し、農業委員会に決定を求めるものです。</p> <p>農地の貸し借りは、大きく分けて2つの方法があり、農地所有者と耕作者の相対で契約を結ぶ貸借と農地中間管理事業という農地所有者と耕作者の間に農地中間管理機構が入り貸借の契約を結ぶ方法があります。</p> <p>今回の議案では、農地中間管理事業を通した利用権設定の申請になるため、借人はすべて農地中間管理機構になります。この議案で決定が得られれば、次の4号議案の農用地利用集積等促進計画で、農地中間管理機構から実際に耕作を行う耕作者へ配分する権利設定の審議をしていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは28ページをご覧ください。こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画（案）の概要になります。</p> <p>左から説明させていただきます。利用権の設定期間・種類 令和6年から令和16年の10年・賃貸借及び使用貸借 合計面積 田30409㎡ 畑12007㎡ 42416㎡ 貸手 16 借手入力ミスで2となっておりますが正しくは1になります。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。筆数33借賃 3,000円～4,000円及び使用貸借となっております。</p> <p>次に29ページをご覧ください。こちらは計画の内容になります。左から農地所有者と耕作者の氏名・住所、続いて農地の地番情報、利用権の設定期間、借賃等が記載されております。合計33筆になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>農用地利用集積計画（案）の利用権の設定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）の利用権の決定について、（案）の通り決定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>30ページをご覧ください。こちらの議案につきましては、先ほどの議案で、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地と、既に中間管理機構に貸し付けてある農地を、農地中間管理機構から実際耕作を行う耕作者へ農地を配分する計画の（案）になります。</p> <p>本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律：19条で農業委員会の意見を聴くものとする定められており、促進計画の案のとおり農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。よろしくをお願いいたします。</p> <p>31ページをご覧ください。こちらは農用地利用集積等促進計画の（案）になります。この促進計画案の見方ですが、左から賃借権の設定を受ける者（耕作者）の氏名、住所が記載されております。その隣に賃借権の設定を受ける土地の（地番等）の情報、その隣に現在、農地中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の情報が記載されております。この欄が空欄の土地に関しては、中間管理機構が新規で耕作者に配分する土地になります。その右に設定する権利の内容（期間や借賃等）が記載されております。</p> <p>31ページから35ページまでが促進計画案となっております。筆数が多く申し訳ございませんが、ご確認の程よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上、第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）について、意見なしと回答してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉会を会長代理、お願いいたします。</p> |
| <p>会長代理</p> | <p>以上をもちまして、第8回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> |

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月26日

議 長

署名委員

署名委員